

# 中四国養鶏技術員協議会 岡山市で開催

5月16、17日の両日、岡山市上伊福の岡山県職員研修所で中四国養鶏技術員協議会が開催された。当日は畜産局神尾畜産課長、田内兵庫種畜牧場長、今村日本養鶏協会常務理事、村上全国卵業協会専務理事をはじめ、兵庫、鳥取、島根、広島、山口、岡山、香川、愛媛、徳島、高知の畜産関係技術者40余名が集って、次の事項について協議し、次で17日午後は岡山市福田の福田種鶏場及び児島湾淡水湖見学の後、2日間の協議会を終った。なお農林省に対する要望事項を次の如く決定した。

## 協議事項

- 一. 農林省の養鶏政策について
- 二. 各県の養鶏施策と昭和31年度予算について
- 三. 国営産卵能力現場検定について
- 四. 地方庁から農林省への要望事項について
- 五. 養鶏団体の強化について
- 六. 日鶏連の再建方策について

## 農林省に対する要望事項

- 一. 地方養鶏技術員にたいし少くとも年1回養鶏技術並びに行政上の講習、講話会を農林省主催をもって開催されたい。

(理由)

近年鶏の飼養羽数は急速に増加し民間の養鶏技術も又長足の進歩を遂げているが農村養鶏の分野には未だ改良の余地が多分に残されている。

地方技術員は地方的な講習、講話会に出席を要請される機会が屢々ある。しかし地方技術員は技術的訓練を受ける機会も乏しく又久さしく現場から離れ日常事務に忙殺されている関係上技術面は勿論のこと中央情勢にも暗く十分な指導は期し難いのである。

二. 地方庁が実施している種鶏検査制度を国において統一の上、家畜改良増殖法に基く種畜検査のように政府が地方庁に検査を委任されるか若しくは助成の途を講ぜられたい。

(理由)

地方庁が実施している種鶏検査はその検査基準及び検査手数料共に各県各様の状況である。

特に手数料は制度上受検者負担となっており種鶏業者は種雄鶏の育成、その他特殊な経費が嵩む上に、最近の養鶏不況が反映して種鶏経営と採卵養鶏との利潤の格差が接近したため採卵養鶏へ転向する向も少なくなき種鶏確保に支障を来たす傾向もないではない。

しかしながら現行手数料を下げることは現下の地方財政の状況からして検査の実施が至難である。

## 岡山畜産便り 1956.07

三. 農村食肉加工利用促進施設に対しては国家助成の途が講ぜられているが食鳥の共同処理施設もこれが対象となるよう措置されたい。

(理由)

近時食生活の向上に伴い食鶏肉の消費は著しい伸長を見ている。特に採肉養鶏の勃興は採卵養鶏の不況をカバーする意味でその兼業を採用する農家が漸増する傾向である。しかしながら食鳥の取引機構は旧態依然として複雑であり改善の余地が多く生産者団体による共同処理販売によってコストを引下げ消費を拡大する必要がある。

四. 輸出鶏卵の品質向上と消流円滑化を図るため鶏卵検査制度を考究されたい。

(理由)

主要食糧及び特殊農産物は農産物検査法及び農林物資規格法に基いて強制的に或いは各県の必要に応じて検査が施行できることとなっているが畜産物については法的措置もなく従って県独自でこれを実施することは困難で殊に強制検査に至っては、全く不可能な状態である。

しかしながら鶏卵は現在でも相当量輸出されており今後輸移出の増進によって産地の養鶏振興に資する処が大きいので政府において農産物検査法の中に鶏卵を1品目加えるか若しくは単独の検査制度を制定されるよう考慮されたい。

五. 農村養鶏殊に採卵養鶏振興に関する施策を確立されたい。

政府の養鶏政策は僅かに飼料受給安定法と産卵能力

現場検定とがあるのみである。即ち有畜農家創設維持法、家畜改良増殖法その他あらゆる保護助長行政から養鶏は除外されている。しかも養鶏施策の内容は戦後10年未だに種鶏偏重の域を出ていない。

しかしながら最近農村の採卵養鶏熱の台頭は著しいものがあり、この方面の堅実な発展を図るためには、その経営、生産、販売に至る一貫した施策を必要とするのででき得れば酪振法のような単独法を制定され抜本的な養鶏振興を期せられたい。